

# 【質疑回答一覧】

質疑に対する回答については以下のとおり

| No. | 資料名        | 該当箇所                        | 質疑                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 入札説明書      | 別記 入札に係る注意事項                | 入札書及び再度入札時の入札書を提出する際、封緘して提出する必要がありますでしょうか？封緘が必要でしたら、封筒への記載事項も含めてご教示いただけますと幸いです。                                                                                       | 封緘して提出する必要はありません。<br>本市が用意する封筒に入札書を入れて提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2   | 委任状        | －                           | 委任状内の文言にあります「1 令和○年○月○日執行の～」に該当する日付は、入札札が実施される「令和8年7月28日」の日付を記載することで当方の認識相違ありませんでしょうか？                                                                                | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3   | －          | －                           | 今回の基本計画策定準備支援・調査業務に携わった場合に以降の基本設計や実施設計の参加は可能でしょうか。                                                                                                                    | 可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 4   | －          | －                           | 予定価格の公表は入札前にありますでしょうか。                                                                                                                                                | 本市では入札前の予定価格の公表は行っておりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 5   | 業務仕様書      | 6-7. 整備方針の検討 4)             | ①業務実施体制に記載されている不動産鑑定士、宅地建物取引士の有する者の配置は必須でしょうか。<br>②不動産鑑定士、宅地建物取引士の資格を有する者の主だった業務内容が有ればお教え願いますでしょうか。<br>③不動産鑑定士と宅地建物取引士を兼務する事は可能でしょうか。<br>④不動産鑑定評価書の提出は不要と考えて宜しいでしょうか。 | ①不動産鑑定士、宅地建物取引士、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士（建設部門【都市および地方計画】）又は技術士補の資格のいずれかを有する者の配置が必要です。<br>②主な業務は「6-7. 整備方針の検討 4）」業務です。<br>本業務では、跡地活用の市場ニーズ、事業性、公募条件等について民間事業者から意見を聴取することとしているため、不動産市場及び土地活用に関する専門的知見を有する者として、それらの資格者の配置を求めています。<br>それらの資格者は、不動産の市場分析や土地活用の検討等に関する知見を有しており、実現可能性の高い利活用案の把握に資するものと考えています。<br>③兼務は可能です。<br>④不動産鑑定評価書の提出は不要です。 |
| 6   | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 『2 技術提案書提案項目1 業務実施体制の記載内容』として会社名、担当者名、役割分担、資格、資格番号、担当者の専門性を記載してよいでしょうか。                                                                                               | 技術提案書等作成要領 3 作成方法【留意事項】（9）に記載のとおり、提案者が直接的に判別できるような社名等の記載は控えてください。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 7   | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 『2技術提案書提案項目7および9』での履行事例については具体的な事例名を記載してよろしいでしょうか。                                                                                                                    | 具体的な事例名を記載いただいて結構です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8   | 技術提案書等作成要領 | 2 記載事項                      | 『2 技術提案書提案項目10の業務実績』については入札参加資格確認申請書の提出時に提出する履行実績申出書を提出するのでしょうか                                                                                                       | 履行実績申出書の提出は不要ですが、補足資料として「業務名、発注者、契約金額、履行期間、計画面積」を記載した履行実績一覧（様式は問わない）と履行実績の内容を証明できる資料（契約書、仕様書の写し等）を提出してください。                                                                                                                                                                                                                               |
| 9   | 技術提案書等作成要領 | 2 記載事項                      | 『2 技術提案書提案項目10 業務実績』では具体的な事例名を記載してよろしいでしょうか。                                                                                                                          | 具体的な事例名を記載いただいて結構です。<br>また、評価点の参考にするため、各事例における計画時点の施設面積を記載してください。                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10  | 技術提案書等作成要領 | 2 記載事項                      | 『2 技術提案書提案項目10 業務実績』の同種又は類似業務の区分の基準を教えてください。                                                                                                                          | 博物館または美術館の整備に向けた基本計画策定支援業務（基本計画策定の前段階における準備業務含む）が基準となります。なお、既に整備済の施設については、博物館法に基づく登録博物館または指定施設（旧博物館相当施設 <sup>※1</sup> ）を対象とします。ただし、新設または再整備を目的とする施設については、博物館法に基づく登録博物館または指定施設（旧博物館相当施設）として整備することを前提として策定した計画に係る業務を対象とします。<br>※1 令和4年（2022年）の博物館法改正前における博物館相当施設                                                                            |
| 11  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 『3 作成方法 留意事項（4）』における補足資料は具体的に何を指しますでしょうか                                                                                                                              | 技術提案書等作成要領における「2 記載事項の提案項目」のうち、「10 業務実績」の内容を証明する資料を想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 12  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 『3 作成方法 留意事項（9）』では「提案者が判断出来る様な記載は使用しない」とありますが、提案書10の実績では具体的な施設名業務名担当者名を出して良いのでしょうか。                                                                                   | 技術提案書等作成要領 3 作成方法【留意事項】（9）に記載のとおり、提案者が直接的に判別できるような社名等の記載は控えてください。<br>実績の評価に際し、具体的な施設名及び業務名は必要ですので記載してください。                                                                                                                                                                                                                                |
| 13  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 技術提案書の提出はファイル綴じ込みが必要でしょうか。それともクリップかホッチキス止めでよろしいでしょうか。                                                                                                                 | 技術提案書はA4フラットファイルに綴じて提出してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 14  | 業務仕様書      | 6-3. 堺市博物館における継続利用の可能性検討 1) | 仕様書の6-3 堺市博物館における継続利用の可能性検討（1）構造躯体において、「令和8年9月頃」に実施予定の耐用年数調査結果を元に劣化状況と対策案を整理する。」とありますが、この調査は別途業務として考えてよろしいでしょうか。                                                      | 現在公告中の「堺市博物館建築物の耐用年数評価に係る調査業務」及び契約済の「堺市博物館建築物の調査実施計画書作成及び耐用年数評価業務」を示しており、両業務共に別途発注している業務です。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 15  | 業務仕様書      | 6-3. 堺市博物館における継続利用の可能性検討 1) | 仕様書の6-3 堺市博物館における継続利用の可能性検討に関連して、アスベスト調査は別途行われるのでしょうか。                                                                                                                | アスベスト調査を実施する予定はありません。<br>なお、本市において、アスベスト分析調査を既に実施しており、アスベストを含有する吹付材は使用されていません。<br>また、保温材や成形板等はみなし含有として適正に維持管理しており、これらに係る分析調査の実施予定はありません。                                                                                                                                                                                                  |
| 16  | 業務仕様書      | 6-7. 整備方針の検討 4)             | 測量等の業務は対象外と考えて宜しいでしょうか。<br>（仕様書の6-7 整備方針の検討で旧大阪女子大学跡地での新築／堺市博物館の改修＋増築／堺市博物館周辺での建替えの検討例が記載されている為の確認です。）                                                                | 測量業務は本業務には含んでいません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 17  | 入札説明書      | 9 技術提案書等の提出等（6）ヒアリングの実施     | ヒアリングにおける説明及び質疑応答の持ち時間をお教え願います。                                                                                                                                       | 説明15分、質疑応答15分で想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 18  | 入札説明書      | 9 技術提案書等の提出等（6）ヒアリングの実施     | ヒアリングの出席可能人数をお教え下さい。                                                                                                                                                  | 4人までとさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 19  | 入札説明書      | 9 技術提案書等の提出等（6）ヒアリングの実施     | ヒアリング時のモニターもしくはスクリーンの寸法を教えてください。                                                                                                                                      | 105型相当のスクリーンを用意しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 20  | －          | －                           | 当業務を受託することにより、堺ミュージアムに関して今後発注される業務（基本計画策定、基本設計、実施設計、展示企画・施工など）への参加は制限されないものと考えてよろしいでしょうか。また、それは本業務の協力会社（再委託先）についても同様と考えてよろしいでしょうか。                                    | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| No. | 資料名        | 該当箇所                        | 質疑                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                          |
|-----|------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 21  | 業務仕様書      | 5 関連文化施設等の概要 ○旧大阪女子大学跡地     | 「○旧大阪女子大学跡地」における「指定用途」とは何でしょうか。また、都市計画等法規制以外に、土地利用に関する制約がございましたらご教示ください。                                        | 指定用途は「百舌鳥古墳群に関するガイダンス施設及び関連施設等」であり、その趣旨に沿った土地利用となります。<br>都市計画法等に基づく規制以外の主な土地利用上の制約として、以下が挙げられます。<br>・大仙風致地区<br>・世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の緩衝地帯                                                                        |
| 22  | 業務仕様書      | 6-3. 堺市博物館における継続利用の可能性検討 1) | 「令和8年9月頃に実施予定の耐用年数調査結果」について、資料ご提供の予定時期をご教示ください。                                                                 | 別途業務である「堺市博物館建築物の耐用年数評価のための調査業務」は公告中のため、具体的な時期は確定していませんが、10月中旬の調査結果報告書の提供を想定しています。<br>また、もう一つの別途業務である「堺市博物館建築物の調査実施計画書作成及び耐用年数評価業務」の耐用年数評価報告書も出来るだけ速やかに提供いたします。                                             |
| 23  | 業務仕様書      | 6-3. 堺市博物館における継続利用の可能性検討 3) | 「不具合箇所」として具体的に想定されているものについてご教示ください。                                                                             | 屋上防水及び屋根材の劣化による漏水、外壁や建具の劣化による機能低下、地下階及び配管ビット内への湧水、雨水排水系統の溢水及びそのことによる室内への浸水、汚水排水系統の屋内側への溢水を想定しています。なお、これに限らず、施設の維持管理上支障となる不具合についても対象となります。                                                                   |
| 24  | 業務仕様書      | 6-7. 整備方針の検討 4)             | サウンディングに当たり、5社程度の事業者へサウンディングをする旨の記載がございますが、旧女子大跡地跡地地活用・堺市博物館利活用のそれぞれに対して5社程度（計10社程度）の事業者へのサウンディングが必要ということでしょうか。 | 整備予定地とならなかった一方の施設についてのサウンディングを実施するため、業務仕様書に記載のとおり5社程度のサウンディングを予定しています。                                                                                                                                      |
| 25  | 技術提案書等作成要領 | 2 記載事項                      | 業務実施体制には再委託先の専門会社およびその担当者も記載してほしいでしょうか。                                                                         | 再委託先の名称は記載せず、「博物館展示設計事業者」「建築設計事業者」「施設整備に関する専門事業者」等、役割や専門分野が分かる表現で記載してください。                                                                                                                                  |
| 26  | 技術提案書等作成要領 | 2 記載事項                      | 「業務実績」について、再委託先の実績も含むものと考えてよろしいでしょうか。                                                                           | 再委託先の実績は含まず、提案者が元請けとして履行した実績としてください。                                                                                                                                                                        |
| 27  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 正本の表紙に押印は必要でしょうか。                                                                                               | 不要です。                                                                                                                                                                                                       |
| 28  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 【留意事項】(1)一部A3判も可について、A3判ページは片面印刷・Z折でもよろしいでしょうか。また枚数の数え方はA3判1ページがA4判2ページに該当しますでしょうか。                             | 片面印刷（両面印刷でも可）・Z折で結構です。A3サイズは、A4サイズと同様に1ページとしてカウントします。                                                                                                                                                       |
| 29  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 【留意事項】(4)「補足資料」とは具体的にはどういったものを指しますでしょうか。                                                                        | 技術提案書等作成要領における「2 記載事項の提案項目」のうち、「10 業務実績」の内容を証明する資料を想定しています。                                                                                                                                                 |
| 30  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 技術提案書を提出する際の綴じ方はA4フラットファイル綴じでもよろしいでしょうか。綴じ方にご指定がございましたらご教示ください。                                                 | 技術提案書はA4フラットファイルに綴じて提出してください。                                                                                                                                                                               |
| 31  | 技術提案書等作成要領 | 3 作成方法                      | 【留意事項】(9) 業務実績については、副本にも施設名称等を記載するものと考えてよろしいでしょうか。                                                              | 具体的な事例名を記載いただいて結構です。<br>また、評価点の参考にするため、各事例における計画時点の施設面積を記載してください。                                                                                                                                           |
| 32  | 入札説明書      | 8 入札手続き等 (3) 入札方法           | 「所定の入札書」の書式について交付のご予定か、または入手方法についてご教示ください。また、入札当日に封入用の封筒は持参必要かご教示ください。                                          | 入札書については、当日本市から配付します。<br>本市が封筒を用意しますので、提案者が持参する必要はありません。                                                                                                                                                    |
| 33  | 入札説明書      | 9 技術提案書等の提出等 (6) ヒアリングの実施   | ヒアリングについて、①参加可能人数、②協力会社（再委託先）担当者の参加可否、③所要時間、④資料の投影（PPT等）の可否他説明資料の指定、⑤配布資料の要否などがあればご教示ください。                      | ①参加人数は4人以内としてください。<br>②提案者のほか、本業務の履行に関与する協力会社（再委託先）も参加可能とします。なお、提案者名及び協力会社名等、提案者が特定される情報の発言は控えてください。<br>③提案者からの説明15分、質疑応答15分で想定しています。<br>④105型相当のスクリーンを用意しています。<br>⑤技術提案書をもとにヒアリングを行うため、提案者から資料配布の必要はありません。 |